

[平成30年 第4回定例会]-[12月19日-09号]-P. 519

◆50番(織田勝久) 事前に通告した5点につきまして、3番目と4番目を入れかえて質問をさせていただきます。

まず、個人情報の扱いと議事録の作成のあり方について伺います。民生委員児童委員を初め、区社協、地区社協の方々のうち、行政が把握している個人情報を政務活動に供する議員に提供することについて、これは昨年、ちょうどこの議会で質問いたしましたけれども、その折に、今後、関係局と連携を図り、関係団体から御意見を伺い、早急に結論を出してまいりたいと答弁をいただいております。本人同意の勧奨を含め、その後の対応と経過について健康福祉局長に伺います。

◎健康福祉局長(北篤彦) 民生委員児童委員等の情報についての御質問でございますが、民生委員児童委員に関する個人情報につきましては原則非公開となっていることから、その提供について民生委員児童委員協議会常任理事会などの場で同意について依頼を行ってまいりました。その結果、本人同意については慎重な対応が必要であること、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題の共有のためには、民生委員児童委員の定例会等において議員の参加による意見交換の場を設けるなどの方法もあるのではないかと御意見を伺いました。引き続き、意見交換の場の設定について民生委員児童委員協議会と協議してまいりたいと存じます。また、区及び地区社会福祉協議会の方々の個人情報のうち行政が把握している情報について、区社協に対し議員への提供を依頼したところ、個人の同意が必要との見解が示されたところでございますので、引き続き同意について依頼してまいります。以上でございます。

◆50番(織田勝久) 地域包括ケアシステムの実態をよりしっかりと調べたい、そういう意味合いでございますので、引き続き対応をお願いしておきます。

次に、議事録のあり方について伺います。文書事務の手引によると、公文書管理規則第5条で、事案の処理に当たっては、公文書を作成するものとする、事案の処理と同時に公文書を作成することが困難な場合にあっては、口頭により決裁を受けて処理をするものとし、事後速やかに公文書を作成するものとされているわけであります。これは同3条で定めている、市がその諸活動を市民に説明する責務を果たすため、意思決定に至る過程や事務事業の実績を検証することができるように文書を作成するとの趣旨に即するものであります。そこで、庁内での調整、他局との内部調整などで施策の一定の方向性を決定する行政処分に対して、議事録のあり方を伺います。

◎総務企画局長(唐仁原晃) 会議録の作成についての御質問でございますが、庁内会議につきましては、単なる連絡事項の伝達や情報の共有を目的とするものもあり、その内容や性格は多種多様でございますので、一律に記録の作成を義務づける規定はございませんが、公文書作成の意義や会議録の作成方法等を示すため、本年3月、文書事務の手引を改訂し、意思決定に至る過程や事務事業の実績を検証することができるように文書を作成すること、また、会議録の作成に当たっては、本市の施策に関する説明責任を十分果たす観

点から判断するよう記載したところでございます。こうしたことから、庁内における調整等についても、意思決定にかかわるようなものは記録を残す必要があるものと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ただいま答弁で確認ができましたけれども、いずれにしても、庁内における調整等についても、意思決定にかかわるものは記録を残す必要があるということでもあります。さらに全庁的に周知徹底を求めておきたいと思います。

これと関連して、次に質問させていただきますけれども、有馬第二団地の敷地内の福祉関連施設のあり方についてであります。ディスプレイをお願いします。これも前に質問したのでありますけれども、これは有馬第二団地であります。赤いところが、福祉の関連施設500平米の地べたをまちづくり局にお願いをして供出していただいたという経緯があります。下のほうが横浜市境であります、下のほうにも10棟程度市営住宅がございますので、まさに有馬第二団地の真ん中という場所であります。それで、これもこの間使わせていただきましたけれども、とにかく公営住宅、市営住宅の高齢化率というのが突出しているわけであります。これは昨年でありますから、ことはもう少し進んでいると思うのでありますけれども、ごらんいただいてもわかるように、もう6割程度、場合によっては7割に届くような公営住宅もあるということで、ちなみに宮前区は今、高齢化率は21.5%でありますから、いかに市営住宅、公営住宅の高齢化率が高いのかということがわかるかと思うんですね。このときに、せっかく有馬第二団地の敷地内に福祉施設の用地を確保できたわけでありますから、私は当然、介護保険に関連するような施設、高齢者の関連施設等、特に地域密着の小規模多機能型居宅介護、場合によってはそこにあえて医療と福祉の連携を重んじて看護をつけていただく、そのような地域密着型の施設を当然検討していただける、当然できるのかなと思っていましたら、いきなり有馬保育園が移ってくるということになったわけであります。平成30年2月に財政局と健康福祉局、こども未来局の3局の間で内部調整を進めた結果、保育所として有馬保育園を移転させるんだ、そういうふうに活用することとし、高齢者施設については現在の有馬保育園跡地において検討を進めることとしたとなったわけですね。この折の議事録を求めたところ、議事録はないということなんです。なぜ議事録を作成しなかったのか、さらに、私の議会での質疑の内容が多少この行政判断に考慮がされたのかどうか、あわせてこれは財政局長に伺っておきます。

◎財政局長（三富吉浩） 市営有馬第二住宅敷地内用地の活用についての御質問でございますが、当該地は本年3月の低未利用地対策部会を経て、7月の公有地総合調整会議において活用方法を決定したものでございますが、事前の関係局間における連絡調整時には、記録に残さなくとも各局における情報共有が可能であると考え、記録しなかったものでございます。今回の課題を踏まえ、今後につきましては、市の施策に関する説明責任を果たす観点も含めて、記録作成の可否について、事案等に応じて適切に判断してまいります。また、議会での質疑への対応でございますが、今回の意思決定に当たっては、庁内における機関的な手続を経ていると認識しているところですが、情報提供の時期や手法については改善の余地があったものと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ただいま答弁いただきましたので、引き続き、改善の余地という部分でしっかり記録を残すということで頑張っていたきたいと思います。それから、議会での質疑というところもあったんですけども、多少情報の提供をいただく。私どもの場合、いつまではこれは公にしないでくれ、そういうことがあれば、それは紳士協定を守るわけでありますから、地域の課題についてのいろいろな動きがあれば、ちょっと情報をいただいてもいいのかなと、そういうことも含めて御検討いただきたいと思います。思う次第であります。

それで、有馬保育園の跡地利用については引き続き検討するんだと、その結論が平成30年3月の第5回低未利用地対策部会が出されたわけであります。その後、平成30年7月30日の平成30年度第2回川崎市公有地総合調整会議の審議によりますと、健康福祉局から有馬保育園の跡地利用の希望があったとのことだが、高齢者福祉施設とのことだが、具体的な内容についてはまだ決まっていない、そのように議事録になっているわけであります。その後の経過、さらに高齢者の地域密着型施設の検討はされているのかどうか、健康福祉局長に伺います。

◎健康福祉局長（北篤彦） 有馬保育園の跡地活用についての御質問でございますが、宮前区東有馬の同地域につきましては、高齢化率が高い地域であるため、当該用地の跡地活用にして、高齢者の生活支援に資するサービス拠点を整備することは有効な活用方法の一つと考えているところでございます。また、敷地面積は約1,400平方メートルで、地目、用途など一定の制約があるものと考えております。当該用地における介護保険サービスにつきましては、当該用地の性質を鑑み、小規模多機能型居宅介護を中心に、認知症高齢者グループホームや地域密着型特別養護老人ホーム等が想定されるところでございまして、現在、さまざまな法人と意見交換を行っているところでございます。今後につきましては、当該保育園が平成33年4月1日に移転予定であることを踏まえ、その後の解体、整地及び運営法人の公募並び整備等のスケジュールについて、関係部署と連携しながら積極的に当該用地の活用に向けた調整を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 高齢化率の突出した公営住宅です。ディスプレイにもございますけれども、公営住宅群を意識した医療と介護の連携、また在宅で安心して生活のできる、場合によってはモデル地域としての位置づけも可能なのかなと考えております。ぜひ有馬保育園の跡地活用を積極的に図っていただけますように強く要望申し上げておきます。これについては、引き続き経緯を見てまいりたいと思います。ディスプレイは結構です。

次に参ります。介護予防について伺いたいと思います。運動器機能向上加算——これは機能訓練加算であります——の実績と事業所評価加算の実績との関連について伺います。これは前回も取り上げさせていただいたのですが、運動器機能向上加算とは、理学療法士などを配置することによって得られる、いわゆる体制加算であります。一方、事業所評価加算は、選択的サービスを受ける方が利用者のうちの6割、それをクリアして、その方たちの機能の維持と、また改善等が7割以上の方に見られれば加算がされるという仕組みになっているわけであります。これはことしの6月議会で質問いたしましたときに、体制を評価する加算とアウトカム評価による加算との比較なので、算定事業所数が異なっている

と答弁をいただいたのですが、ディスプレイをお願いいたします。一番下のところを見ていただきたいんですね。どういうことかといいますと、平成27年度の一番下、運動器機能向上加算請求事業所数が157、この平成27年度の実績をもって平成28年度にエントリーをするということになります。事業所評価加算ですね。だから157事業所のうち27事業所しか事業所評価加算が認められていないということなんです。それで次年度、運動器機能向上加算請求事業所は159カ所あるんですが、そのうち事業所評価加算は23事業所ということで、大体13%程度となるわけでありまして。どうしてこれだけの数字の乖離があるのかということの問題提起をさせていただいているということでありまして。それで、それぞれの加算対象事業所数の大きな乖離についての見解を改めて伺っておきたいと思ひますし、また、事業所評価加算の実績向上に向けた改善のあり方について、あわせて健康福祉局長に伺っておきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） 事業所評価加算についての御質問でございますが、運動器機能向上加算は、理学療法士や作業療法士などの人員の配置の体制が整っている場合に認められるものであるのに対し、事業所評価加算は、まず届け出を行い、アウトカム指標に基づく成果に応じて請求が認められるものであることから、算定事業所数が異なっているものでございます。今後につきましては、当該加算は利用者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するという地域支援事業の目的を達成するための加算であることを理解していただき、より多くの事業所に届け出ていただくことが重要と考えておりますので、集団指導講習会等で各事業所に周知してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 周知をして、手を挙げていただく事業所をふやすというのもごもつともなのでありますけれども、ただ、体制加算による利用者の状態が本当に維持もしくは改善の状況が効率的に行われているのかどうか、もしくはその専門職等のリハビリ効果が実際どうなのかということの検証も、それぞれの事業所任せではなくて、やはり市としても何らかの改善の余地が必要なのかなと、そういうこともございますので、せっかく介護予防、積極的にこの事業を広げていくというようなことでございますから、ぜひ市としても、事業所から多く手が挙がるように、また、その手が挙がる前提の条件をそろえていただけるとありがたいと思ひます。

それから、保険者機能強化推進交付金について伺います。ディスプレイは結構です。交付実績については国が定めた介護予防や地域包括支援センター等に関する61項目の評価指標の達成状況で判断されるということでありまして。そこで、61項目の評価指標のうちで介護予防・日常生活支援に係る8つの指標があるわけでありましてけれども、その8つの指標の達成該当状況と改善のあり方について健康福祉局長に伺います。

◎健康福祉局長（北篤彦） 保険者機能強化推進交付金についての御質問でございますが、介護予防・日常生活支援に係る8項目の指標につきましては、達成4、未達成3、保険者比較を国において集計中のため未確定が1でございます。未達成の指標は、介護保険事業計画において介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス等の量の見込みを

立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載していることへの評価、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス等の開始に当たり、生活支援コーディネーターや協議体等との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けていることへの評価、地域リハビリテーション活動支援事業等により介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け、実行していることへの評価の３項目でございます。これらの項目につきましては、他都市の取り組みの調査分析や関係機関等との意見交換などを実施しながら、今後、達成に向け体制及び実施方法について検討してまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 今後、体制及び実施方法については検討していただけるということですから、早急にお願いしたいと思うんですね。これは御案内のとおり、国のほうからも、介護予防については、数値目標等の客観的な目標を設定するように努めることが重要である、そういうことが示されているわけでありますから、やはり具体的な指標をしっかりとつくっていただいて、その指標がどのように介護予防に資するののかということも含めて、再度しっかり議論いただけるとありがたいと思います。引き続き、これについてはお尋ねをしてまいりたいと思っております。

それで先日、船橋市が介護予防で市独自の指標を開発したとの報道がありました。高齢者が健康づくりや介護予防を行う際の独自の指標となる健康スケールでこの指標を利用する、年齢別の健康度合いを点数化した元気度がわかり、３年後の要支援・要介護のリスクを知ることができるようになるということだそうであります。本市も介護予防に対する客観的な指標を設ける必要があると今申し上げましたけれども、今後の対応を伺っておきます。

◎健康福祉局長（北篤彦） 介護予防についての御質問でございますが、今後進展する超高齢社会に対応するため、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組みは、市民の方々が地域の中で健康で生きがいを持って暮らし続けていくために重要であると考えております。介護予防の指標につきましては、市民による主体的な介護予防の取り組みを推進するため、第７期計画——かわさきいきいき長寿プランにおいて設定しているところでございますが、より客観的で効果的な指標について、次期かわさきいきいき長寿プランの策定に向け検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 前回も申し上げましたけれども、やはり介護予防に力を入れていただくというのは、介護保険制度、また医療保険の負担を大きく減らしていく。少なくとも元気な高齢者が川崎市にたくさんいらっしゃるということが大きな目的ということでございますから、介護予防のほうにもしっかりと目を向けていただく、そういうことをお願いしたいと思います。これからも引き続き注視してまいります。

次に参ります。特別支援学校の高等部への進学について何点かお聞きしておきたいと思っております。これは地元の中学校の特別支援級の３年生に在籍する保護者から相談を受けた案件なんですね。中央支援学校への入学を御希望されていたのですが、結局受け入れができなかったのですが、当該生徒がどのような点で受け入れが不可となったのかを明らかにす

ることで、将来同じような肢体不自由児が中央支援学校を希望する際に無駄な時間と労力を使わなくて済むように、今回の事例を整理して後輩に生かしていただきたい、そういう保護者の思いであります。ちなみに、この児童は脳性麻痺、療育手帳と身体障害者手帳を持っている中学校3年生の子どもさんであります。3番目からいきますが、障害をあわせ有する生徒が在籍する中学校を通じて高等部の進路希望先を伝えた後で、具体的な志願相談の前にその事実上の是非の判断を行っているというふうに仄聞するわけであります。教育委員会はどのような内部手続をもってその事実上の進路の是非を判断しているのか、教育次長に伺います。

◎教育次長（小椋信也） 志願資格についての御質問でございますが、障害をあわせ有する生徒の進路選択にかかわる対応につきましては、生徒一人一人の障害の状況と、これを踏まえた教育的ニーズに最も適した指導を提供できる教育課程はどの部門であるかという視点で、中学校が進路指導を行っているところでございます。神奈川県内の公立特別支援学校の知的障害教育部門への志願につきましては、中学校・特別支援学校進路相談連絡会議が6月に実施する第1回志願希望者調査の内容をもとに、7月に開催される同会議において全県の知的障害教育部門の希望者の状況が集約されております。この後、8月の第2回志願希望者調査を経て、志願資格の確認を行うための志願相談を9月から志願を予定する特別支援学校高等部で行うものでございます。知的障害教育部門を志願する者で志願資格の再確認が必要な場合には、中学校・特別支援学校進路相談連絡会議の関係者間で情報共有を行い、中学校における適切な進路指導に生かしております。本市教育委員会といたしましては、具体的な志願相談の前に志願資格に関する判断はいたしておりませんが、高等部は義務教育ではないことから、要綱等入学選抜にかかわる日程やルールを定め、中学校に必要な事項を周知するとともに、学校長からの相談に対し助言を行っているところでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 一応御答弁いただきました。ちなみに今、中央支援学校の高等部には身体障害を持っている子どもさんが14人在籍しているということでもあります。志願相談の前に志願資格に関する判断は実施していないという答弁でありました。それでは、同時に志望校を変更するよう当該中学校に対して指導や要請を行った実態はあるのかないのか伺います。次に、特別支援学校高等部に進学するのに当たっての中学校の役割と、教育委員会が認識している現状の課題について教育次長に伺います。

◎教育次長（小椋信也） 中学校における進路相談についての御質問でございますが、教育委員会といたしましては、具体的な志願相談の前に、中学校に対して志望校変更についての指導や要請を行うことはございませんが、当初見学した特別支援学校が生徒及び保護者のニーズに合わないという相談を学校から受けたことから、ほかの特別支援学校の見学について助言したケースがございました。中学校における進路相談の課題といたしましては、特別支援学級の指導経験の浅い教員も多い中で、生徒の障害の状況を踏まえて、高等部で行われている教育課程を説明するなど、よりの確な進路指導が求められているところでございます。今後につきましても、中学校に対する情報提供や研修のあり方に工夫を加

え、学校への必要な支援に努めてまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 今の答弁で、あくまでも在籍をする中学校での課題と、そういうふうに答弁をいただいたわけではありますが、6月に実施された第1回志願希望者調査から9月の志願相談に至るまでに教育委員会が当該生徒の個々人の特性や家庭状況をどのように配慮して、保護者、生徒が進学先を決定するに至るどのような支援を行ったのか、教育次長に伺っておきます。

◎教育次長（小椋信也） 進学先の決定についての御質問でございますが、教育委員会といたしましては、志願希望者調査において、生徒の希望校のほかに、手帳の有無と等級、居住地や最寄りの交通機関等を把握しておりますが、志願希望者調査から9月の志願相談に至るまでの期間は各学校で進路指導を行っており、教育委員会から生徒及び保護者に対して個別に支援を行うことはございません。しかしながら、学校からの相談等につきましては、必要に応じて助言を行っているところでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） いろいろ御答弁をいただいたんですけれども、答弁調整の時間もなかったもので、とりあえず答弁を一応いただきました。事実確認を実はきのうの夜にも保護者にもしたし、もう一度私のやりとりの中身も確認したのですが、どうも答弁とニュアンスが合わないのですね。少なくとも7月の中学校・特別支援学校進路相談連絡会議の時点から中央支援学校に志願相談を受けさせることを認めないとの意思表示が間違いなく教育委員会で行われているんですよ。さきの答弁で、志願相談の前に志願資格に関する判断はしていない、さらに、あくまでも助言を行ったとのことだけれども、これは助言なのか指導なのか、受け取り方は微妙ですよ。さらに、特別支援学校高等部の進路指導、進学については、生徒が在籍する中学校が責任を持つべきものだ、さらに、中学校における進路指導への底上げが課題なんだという答弁をしているわけでしょう。今回のケースは、志願相談をクリアしないと、願書をもらえないわけだから、そもそも受験の機会が得られないわけでしょう。この志願相談を受けさせるということを認めないとする教育委員会の助言に対して、これは保護者の意向に即して中学校長が抵抗して頑張って、何とか志願相談につなげてもらったケースなんですよ。中学校が頑張ったんですよ。そもそも当該生徒が身体障害者手帳を持っている事実のみ外形的な評価で中央支援学校への進学を不可と判断したのではないかと、つい勘ぐってしまうんですよ。ただ、身体障害者手帳を持っている子どもは実際に今、中央支援学校に在籍していますよね。保護者が求めた志願相談及び志願相談に基づき志願資格がないとした一連の会議経過がわかる議事録等は、情報公開によっても一切提出がされませんでした。これは提出されないということではなくて、そもそも記録がないのだろうと私は思います。この記録がないということに教育委員会の意思が見え隠れしてしまう、そんなふうに私は感じています。親と生徒の希望に寄り添った対応がなぜできないのか、中学校の特別支援学校高等部への進路支援が不十分と思えば、具体的な困難事例にどうして教育委員会がきちっと介入をしないのか、また、この答弁調整の折に、高等部の進学に当たっては、個々の家庭状況が加味、勘案されることはないのだ、指導要領にある学習環境が優先的に判断されるということを自信を持って私に説明する担当者の

方にも正直私は閉口しました。本年だけでも、今、市と裁判になっている医療的ケアが必要な児童の学籍問題の事案、また、せっかく実現した医療的ケアが必要な児童への配置をされた非常勤看護師が、その契約時と待遇条件が異なるということから辞任を申し出ている事案、さらに、私の地元のある小学校で学年・学級崩壊にかかわる事案、さらに今回のケースと、いずれも当事者、保護者への説明責任を十分に果たさない、果たせないことが根本の原因と思わざるを得ないんです。当該児童生徒、保護者に寄り添いながら、最終的に納得は得られなくても、少なくとも教育委員会の誠意は理解をしていただく努力、そういうことは教育委員会事務局に求めておきたいと思います。特に指導課、さらに特別支援教育にかかわる部署にとりあえず強く求めておきたいと思いますけれども、教育長に見解をいただきます。

◎教育長（渡邊直美） 今お尋ねの件につきましては詳細をよく存じておりませんので、詳しく調べまして、担当課にしっかりと話をしたいと思います。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 答弁調整をしていて、教育長がこれを知らない、そういうことを議場でおっしゃるんですか。本当に教育長はこの経過について御存じないのですか。教育次長は教育長にお話ししていないのですか。はっきりしてください。

◎教育長（渡邊直美） 先ほど教育次長から答弁いたしました内容については、全て私は存じております。今担当課のほうに伝えますと申し上げましたのは、先生のほうから言われました件につきまして、具体的な内容を詳細に存じておりませんでしたので、そこを調べまして担当課に伝えますというふうに申し上げたところでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 時間になりましたので終わります。引き続き、これについてはいろいろとお尋ねさせていただきます。終わります。